プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

公開草案「『重要性がある』の定義」(IAS 第1号及びIAS 第8号の修正案)

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会 (IASB) から 2017 年 9 月 14 日に公表された公開草案 「『重要性がある』の定義」(IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案) (コメント期限: 2018 年 1 月 15 日) (以下「本公開草案」という。)の内容及び専門委員会で聞かれた 意見をご説明し、委員会名でコメント・レターを提出することについてご承認いただくことを目的としている。

本公開草案の概要

(背景)

- 2. 重要性のプロジェクトは、2012年に開始した「開示に関する取組み」の一部として開始された。このプロジェクトに関連した最初の文書は、2013年5月のフィードバック・ステートメント「討議フォーラムー財務報告開示」であり、重要性に関する適用指針又は教育マテリアルの開発を図るプロジェクトが含まれていた。
- 3. 2015 年 10 月 28 日に公開草案「IFRS 実務記述書『重要性の財務諸表への適用』」(以下「重要性の実務記述書」という。)が公表された後、「重要性がある」の定義の精緻化が必要になったため、「『重要性がある』の定義」(IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正)と「重要性の実務記述書」という 2 つにプロジェクトが分割されることとなった。
- 4. IASB は、「重要性がある」の定義のプロジェクトで利害関係者から得られた、次のようなフィードバックに対応するために定義の修正を提案している。
 - (1) 情報に目的適合性の一側面である重要性があるかどうかの閾値を表す「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある (could influence)」という語句は、たとえ可能性が非常に低くても、情報は財務諸表利用者の意思決定に影響を与える「可能性がある」という意味合いを含んでいるため、あまりにも多くの情報を要求しているものと解釈されるおそれがある。
 - (2) 「情報は、省略されたり誤表示されたりする場合には重要性がある」という語句は、省略できない情報(重要性のある情報)だけに焦点を当てるものであり、省略できる情報(重要性のない情報)を含めることの影響は考慮していない。

- (3) 定義が「利用者」に言及しているが、利用者の特性を明示していない。
- (4) 現行の「財務報告に関する概念フレームワーク (2010 年公表版)」(以下「概念フレームワーク (2010 年)」という。)における「重要性がある」の定義の文言と、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク (公開草案)」という。)で提案している少し改訂した定義が、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。)及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(以下「IAS 第 8 号」という。)で使用されている文言と異なっている。

(「重要性がある」の定義の精緻化)

5. IASB は、次の改訂した「重要性がある」の定義を IAS 第1号及び IAS 第8号に含める ことを提案している(追加部分は下線、削除部分は取消線で表している。)。

(クリーン版)

重要性がある

情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

(IAS 第1号第7項における「重要性がある」の定義の修正)

重要性がある

情報項目の脱漏又は誤表示は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりした ときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づ いて行う経済的意思決定に、単独で又は総体とし影響を与えると合理的に予想し得 る可能性がある場合には、重要性がある。

(IAS 第8号第5項における「重要性がある」の定義の修正)

重要性がある

情報項目の脱漏又は誤表示は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に、単独で又は総体とし影響を与えると合理的に予想し得る可能性がある場合には、重要性がある。重要性は、それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る。

- 6. 「重要性がある」の定義の変更点は次のとおりである。
 - (1) 「影響を与える可能性がある (could influence)」という閾値を「影響を与えると合理的に予想し得る (could reasonably be expected to influence)」に修正。

本資料の第4項の(1)で記載した、目的適合性の一側面である重要性の既存の定義における「影響を与える可能性がある (could influence)」という閾値は低すぎて、あまりに多くの情報を要求しているものと解釈される可能性があるという懸念に対応するために、既存の IAS 第1号の第7項「評価は、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定において、どのように影響を受けると合理的に予想し得るのかを考慮する必要がある」(強調追加)における下線部分をその定義の中に含めている。

(2) 「情報を覆い隠すこと (obscuring)」を定義に含める。

本資料の第4項の(2)で記載した、既存の定義は省略できない情報(重要性のある情報)のみに焦点を当てており、省略できる情報(重要性のない情報)を含めることの影響は考慮していないという懸念に対応するために、IAS 第1号の第30A項「企業は、重要性のない情報で重要性のある情報を<u>覆い隠したり</u>(中略)することによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない」(強調追加)という既存の要求事項の文言を定義に含めている。IASBは、重要性のある情報を覆い隠すことは、それを省略するのと同様の効果を有すると考えている。

(3)「概念フレームワーク(公開草案)」における重要性の定義に基づき修正。

本資料の第 4 項の(3)及び(4)で記載した懸念に対応して、「概念フレームワーク (公開草案)」における重要性の定義をベースに修正することにより、利用者が企業の財務報告書・財務諸表の主要な利用者である旨を明確化している。

(「重要性がある」の定義に付属している説明の明確化)

7. IASB は、「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させることが有用であるというフィードバックに対応するために、IAS 第 1 号第 7 項及び IAS 第 8 号第 6 項の「重要性がある」の定義に付属している説明(以下「説明部分」という。)を次のように明確化している(提案されている IAS 第 1 号第 7 項及び IAS 第 8 号第 6 項の説明部分は同様の内容であるため、ここでは IAS 第 1 号第 7 項のみ示すものとする。)。

(IAS 第 1 号第 7 項における説明部分)(追加部分は下線、削除部分は取消線で表している。)

重要性は、情報の性質若しくは大きさ、又はその両方に依存する。企業は、情報が、 単独で又は他の情報との組合せで、財務諸表の文脈において重要性があるかどうか を評価する。それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質 により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要 因となり得る。

<u>重要性のある情報は、明瞭に伝達されない場合には、覆い隠される可能性がある。</u> 例えば、重要性のない情報によって覆い隠される場合である。

情報の誤表示は、主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

情報脱漏や誤表示が一般目的財務諸表の主要な利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る、それゆえに重要性があるかどうかを評価するには、企業の状況において判断される当該利用者の特徴を考慮しなければならない。

現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らが一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である。財務諸表は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要のある場合もある²。

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は第 25 項 ² で、「利用者は事業、経済的活動及び会計について妥当な知識を持ち合わせており、合理的な勤勉さをもって情報を研究しようとする意欲を有していると想定される」と述べている。したがって、評価については、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受ける可能性があるのかを考慮する必要がある。

脚注

- 2 2010 年 9 月に IASB は「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。第 25 項は、「概念フレームワーク」の第 3 章により廃止された。この段落は、「財務報告に関する概念フレームワーク」 (2010 年) の 0B5 項及び QC32 項に基づいている。
- 8. 説明部分について、変更した点は次のとおりである。
 - (1)「(情報を)覆い隠すこと (obscuring)」という用語の説明。

重要性のある情報は明瞭に伝達されない場合には覆い隠される可能性がある旨を明確化することによって、「重要性がある」の定義における「覆い隠す」という用語の使用を説明している。IASBは、この説明が英語における「覆い隠す」の意味と整合的であり、適正な表示は情報が理解可能であることを要するというIAS第1号の第17項(b)の要求事項とも整合的であると考えている。

(2) 誤表示への適用。

「重要性がある」の定義が誤表示にどのように適用されるのかを明確化する。

(3) 主要な利用者の特性についての記述。

本資料の第4項の(3)で記載した懸念に対応するために、説明部分において、主要な利用者の特性についての記述を、「概念フレームワーク (2010年)」の 0B5 項及び QC32 項に基づいて追加する (これらのパラグラフは、今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」にそのまま残る予定)。

(4) 既存の文言の並べ替え。

IAS 第 1 号の第 7 項及び IAS 第 8 号の第 6 項の既存の文言を並べ替え、文言に軽 微な改善を加える。

9. IASB は、前項の(1)から(3)で提案している明確化は、「概念フレームワーク(2010年)」 及び IAS 第 1 号の既存のガイダンスに基づくものであり、したがって新しいガイダン スではないと考えている。

(米国会計基準における重要性の定義の変更案)

- 10. 2015 年 9 月に、米国財務会計基準審議会 (FASB) は公開草案「財務報告に関する概念 フレームワーク第 3 章:有用な財務情報の質的特性」(FASB 公開草案)を公表した。 FASB 公開草案は、FASB 概念書第 8 号「財務報告に関する概念フレームワーク」における重要性の記述について、重要性は法律上の概念であるという記述に置き換えることを提案していた (本公開草案公表時点では未確定)。また、米国最高裁判所の重要性の定義についての FASB の見解は次のとおりである。
 - …米国最高裁判所の重要性の定義は、米国の証券法の不正防止規定の文脈において、 情報は、省略又は誤表示された項目が、合理的な資源提供者によって、情報の全体 的な配合を著しく変えたものと見られるであろう場合には、重要性があると一般的 に述べている。
 - ... the U.S. Supreme Court's definition of materiality, in the context of

the antifraud provisions of the U.S. securities laws, generally states that information is material if there is a substantial likelihood that the omitted or misstated item would have been viewed by a reasonable resource provider as having significantly altered the total mix of information.

- 11. FASB概念書第8号で現在示されている重要性の記述と「概念フレームワーク(2010年)」 における記述は、FASB と IASB が共同で開発したものである。したがって、IASB は、 IFRS 基準における「重要性がある」の定義を変更すべきかどうかを検討するにあたり、 FASB の変更案及びその理由について議論している。
- 12. IASB は、下記の理由で、米国最高裁判所の定義を IFRS 基準について採用すべきではないと決定した。
 - (1) IASB は、IFRS 基準における「重要性がある」の定義の実質的な変更を行うことを 提案しない。
 - (2) IASB は、世界中の利害関係者のための基準を設定しており、IFRS 基準は広範囲の 法律上及び規制上の環境において適用されている。したがって、ある法域の法体 系によって設定され、当該法体系によって変更される可能性のある定義を使用す ることは適切ではない。
 - (3) 米国最高裁判所の重要性の定義で使用されている文言は、IFRS 基準における「重要性がある」の定義と異なっている。したがって、米国最高裁判所の文言を使用すると、IFRS 基準における既存の要求事項との不整合が生じるおそれがある。

(本公開草案による影響)

- 13. IASB は、次の理由から本修正案は実質的な変更ではなく、重要性の判断が行われる方 法や企業の財務諸表に著しく影響を与える可能性は低いであろうと考えている。
 - (1) 「重要性がある」の定義の精緻化
 - ① 「概念フレームワーク(公開草案)」における文言に基づいており、これは IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における既存の定義と類似しているが、より明確である。
 - ② すでに IAS 第1号に存在している文言を織り込んでいる。
 - (2) 利用者は主要な利用者である旨の明確化及びそれらの特性の記述が、「概念フレームワーク (2010 年)」から引用されている。IASB は、これによって情報に重要性があるかどうかに関する判断が実務で行われる方法を変化させないであろうと予

想している。

(3) 「覆い隠すこと」及び「重要性のある誤表示」の明確化は、IAS 第 1 号における既存の要求事項に基づいている。

(重要性の実務記述書及び公表予定の改訂「概念フレームワーク」の修正案)

14. IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における「重要性がある」の定義を変更することにより、その定義と改訂「概念フレームワーク」及び重要性の実務記述書における定義が不整合となるため、IASB は、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における「重要性がある」の定義の変更を行う場合には、同時に改訂「概念フレームワーク」における重要性の定義の修正及び重要性の実務記述書における「重要性がある」の定義の修正を行う。しかし、今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」における定義は、「財務諸表」ではなく「財務報告書」という文言を引き続き使用する。改訂「概念フレームワーク」及び重要性の実務記述書の予想される修正は、次のようになる予定である(「概念フレームワーク(公開草案)」で提案した文言に基づいている)。

「概念フレームワーク (公開草案)」(追加部分は下線、削除部分は取消線で表している。)

2.11 情報は、それを省略したり、誤表示したり<u>覆い隠したり</u>したときに、<u>特定の報告企業の</u>一般目的財務報告書の主要な利用者(1.5項参照)が<u>当該特定の報告</u>企業に関する財務情報に基づいて行う意思決定に影響を与える<u>と合理的に予想し得る</u>可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。したがって、<u>当審議会 IASB-</u>は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない。

重要性の実務記述書(追加部分は下線、削除部分は取消線で表している。)

「重要性がある」の定義

5 「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」) は、次のような 重要性のある情報の定義を示している (IAS第1号「財務諸表の表示」<u>の第7項</u>及びIAS第 8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」<u>の第5項</u>が同様の次のような「重要性 がある」の定義を示している)。

情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表に関する財務情報に基づいての主要な利用者が当該財務諸表に基づ

いて行う意思決定に影響を与える<u>と合理的に予想し</u>得る可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。

(コメント提出者への質問)

15. 本公開草案に記載された質問事項は次のとおりである。

質問1

当審議会は、「重要性がある」の定義を IFRS 基準と「概念フレームワーク」との間で一致させるため、また、IAS 第 1 号における既存の要求事項の一部を定義に含めるため、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正を提案している。また、当審議会は、定義に付属している説明を IAS 第 1 号及び「概念フレームワーク」における既存のガイダンスを用いて明確化することを提案している。

- (a) 「重要性がある」の定義及び付属の説明を本公開草案で提案しているように明確化すべきであることに同意するか。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 修正案で導入した文言又は用語法で理解又は翻訳が困難なものがあるか。

質問 2

当審議会は、重要性の実務記述書を2017年9月に公表しており、改訂「概念フレームワーク」を2017年の後半に公表する予定である。本公開草案における提案の結果としてIFRS 基準の変更が行われる場合には、当審議会はこれら2つの文書の修正を行う予定である。

当審議会は、重要性の実務記述書と今後公表予定の「概念フレームワーク」の両方におけるガイダンスは、「重要性がある」の定義の更新を除いては、本公開草案における修正案の影響を受けないであろうと考えている (BC22 項から BC24 項参照)。

重要性の実務記述書又は今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」の修正案に関して何かコメントがあるか。

質問3

本公開草案における提案に関して他に何かコメントがあるか。

これまでの専門委員会で聞かれた意見

16. 本公開草案のコメント・レター案について、これまでに IFRS 適用課題対応専門委員会 及びディスクロージャー専門委員会においてご審議いただいている。

(第 18 回 IFRS 適用課題対応専門委員会(2017 年 11 月 20 日開催)で聞かれた意見)

- 17. 第 18 回 IFRS 適用課題対応専門委員会では、本公開草案の概要及び ASBJ 事務局の対応についてご説明し、主に次のような意見が聞かれた。
 - ・「影響を与える可能性がある (could influence)」という閾値を「影響を与えると合理的に予想し得る (could reasonably be expected to influence)」に修正することについて、本公開草案は、「重要性がある」の定義を抜本的に見直すことを提案するものではなく、実務における「重要性がある」の定義の閾値に影響を与える提案ではないという理解に基づけば、本公開草案の提案を支持することが考えられる。
 - ・米国会計基準及び IFRS における重要性の定義が異なることについて、重要性の概念 は法域における環境 (規制当局の厳格さ、利用者の要求水準及び訴訟環境など) によって影響を受けるものであり、法域によって異なりうると考えているため、本公開草 案で提案されている重要性の閾値と、米国会計基準における閾値も異なりうると考 えている。
 - ・「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を追加することについて、実務上の見地からは、特定の事実及び状況に照らして、ある情報が他の情報によって覆い隠されているかどうかの判断が難しい。

(第7回ディスクロージャー専門委員会(2017 年 12 月1日開催)で聞かれた意見)

- 18. 第7回ディスクロージャー専門委員会では、本公開草案の概要及び ASBJ 事務局の対応についてご説明し、主に次のような意見が聞かれた。
 - ・「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を重要性の定義に追加することについて、ある情報が他の情報によって覆い隠されているかどうかの実務上の判断が困難となり、監査を受ける作成者にとって大きな問題であると考えている。

9

・米国会計基準における重要性の定義について、2017 年 11 月の FASB ボード会議において、法的概念としての重要性の言及を削除し、重要性の定義を概念書第 2 号 「会計情報の質的特性」における用語と同様の定義に修正することを暫定決定していること及び IASB からこの点についてコメントを求められていないことから、コメントに含める必要はないのではないか。

(第 19 回 IFRS 適用課題対応専門委員会(2017 年 12 月 18 日)で聞かれた意見)

- 19. 第19回 IFRS 適用課題対応専門委員会では、主に次のような意見が聞かれた。
 - ・「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を重要性の定義に追加することについて、ある情報が他の情報によって覆い隠されているかどうかの実務上の判断は作成者にとっても監査人にとっても困難である。仮にこのような変更を行うのであれば、どの程度情報が覆い隠されている状態が、重要な情報を省略すること (omitting) や重要な情報を誤表示すること (misstating) と同じように、利用者の意思決定に影響を与え得るのかについての具体的な判断基準を、IASB は示すべきである。
 - ・「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を重要性の定義に含めることにより、要求されている開示であってもその一部を省略する等を認め、開示の過重負担 (disclosure overload) を解決する第一歩とするのであれば、その旨明確にすべきである。

(第8回ディスクロージャー専門委員会(2017年12月21日開催)で聞かれた意見)

- 20. 第8回ディスクロージャー専門委員会では、主に次のような意見が聞かれた。
 - ・「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を重要性の定義に追加することについて、ある情報が他の情報によって覆い隠されているかどうかの実務上の判断が困難となるため、定義から削除すべきである。
 - ・第 19 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において、定義に当該文言を含める場合には、情報が覆い隠されているかどうかの「具体的な判断基準」を IASB は示すべきであるという発言があるが、「具体的な判断基準」の提案は困難であると考えている。 IASB に対してコメントするのであれば、コメント・レターにおいて、具体的な判断基準を示すべきである。

ASBJ 事務局の対応

(検討すべき論点の識別)

- 21. ASBJ 事務局は、本公開草案に関連して、次の3点について検討した。
 - (1) 「重要性がある」の定義の閾値
 - (2) 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」
 - (3) 米国会計基準における重要性の定義

((1)「重要性がある」の定義の閾値)

- 22. 本公開草案は、「重要性がある」の定義を抜本的に見直すことを提案するものではなく、 会計基準、概念フレームワーク及び実務記述書における「重要性がある」の定義の表 現を整合させることを提案するものであると ASBJ 事務局は理解している。
- 23. IASB は、本公開草案において「重要性がある」の定義の精緻化を提案していることについて、「既存の定義の理解を容易にすることを意図したものであり、IFRS 基準における基礎となる重要性の概念を変えることを意図したものではない」(本公開草案 BC7項)としており、ASBJ 事務局は、本公開草案に基づき「重要性がある」の定義が変更されたとしても、実務における「重要性がある」の定義の閾値に影響はないと理解している。
- 24. 上記の理解に基づけば、基本的な方向性として本公開草案の提案を支持することが考えられる。なお、前述のとおり、ご審議いただいた専門委員会においても基本的な方向性として本公開草案の提案を支持する意見が聞かれている。

((2)「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」)

- 25. 本公開草案は、改訂「概念フレームワーク」、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の「重要性がある」の定義に、既存の IAS 第 1 号の第 30A 項ですでに用いられている「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を追加することを提案している。この提案自体は、「重要性がある」の定義を抜本的に見直さず、会計基準、概念フレームワーク及び実務記述書における「重要性がある」の定義の表現を整合させるという IASB の方針に沿ったものとなっている。
- 26. 当該提案について、ASBJ 事務局は、重要性は、判断の対象となる情報それ自体が、省略されたり、誤表示されたりした場合に意思決定に影響を与えるかどうかにより判断すべきである(すなわち、情報が覆い隠されていないことを前提に判断すべきである)と考えており、文言を追加する提案に反対することが考えられる。本公開草案は、重

要性のない情報によって重要性のある情報が覆い隠されることによって意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合に情報に重要性があると述べており、循環定義となっていると考えている。

- 27. ASBJ 事務局は、重要性のない情報によって重要性のある情報が覆い隠されることは望ましい状態ではないと考えている。しかし、これは重要性の問題ではなく、理解可能性の問題であると考えている。理解可能性は補強的な質的特性であり、「概念フレームワーク」のQC33項にあるとおり、可能な範囲で最大化すべきである。情報を覆い隠すという文脈においては、可能な限り重要性のある情報を重要性のない情報で隠さないということになる。
- 28. 可能な範囲で最大化すべきことが、IAS 第 1 号第 30A 項に要求事項として IFRS 基準に 含められていることについて、特定の事実及び状況に照らして、ある情報が他の情報 によって覆い隠されているかどうかの実務上の判断は、作成者にとっても監査人にと っても困難であるという懸念が、我が国の市場関係者から聞かれている。
- 29. 前述のとおり、ご審議いただいた専門委員会では、この記述を完全に削除すべきかど うかについて意見が分かれた。ASBJ 事務局は、IASB が IAS 第 1 号第 30A 項を IFRS 基 準に残すのであれば、実務上の困難さを生じさせない指針を開発することが必要であ ると考えている。具体的には、どのような状態が重要な情報を覆い隠すことになるの かを IFRS 基準に明記し、併せて適用指針や結論の根拠などに情報を覆い隠している状態に該当する例や考え方を含めることが考えられる。

((3) 米国会計基準における重要性の定義)

- 30. 本公開草案は、IFRS が広範囲の法律上及び規制上の環境において適用されていることから、米国の法体系によって設定され、当該法体系によって変更される可能性のある定義を使用することは適切でないという考えから、IASBが、IFRS 基準において、米国最高裁判所の重要性の定義についての FASB の説明で用いられている文言を採用しないことを提案している。
- 31. この点について、ASBJ 事務局は、専門委員会で聞かれた意見にもあったように、重要性の概念は法域における環境によって影響を受けるものであり、法域によって異なりうると考えており、異なる法域の重要性の定義を整合させる必要性がないという考えから、当初本公開草案の提案に同意できる旨コメントすることを考えていた。

- 32. しかし、専門委員からもご意見あったように、本公開草案の公表後の 2017 年 11 月の FASB ボード会議において、FASB は、法的概念としての重要性の言及を削除しており、 本公開草案において検討対象にしている FASB の提案自体が変更されている。
- 33. このことを受けて、ASBJ 事務局は、米国会計基準における重要性の定義に係る論点について、コメントしないことを考えている。

(コメント・レター文案)

- 34. 本資料の第 21 項から 33 項までの検討に基づき、コメント・レターには、本資料の第 21 項に記載した、(1)「重要性がある」の定義の閾値及び(2)「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」の 2 つの論点を含めるべきであると考えている。
- 35. コメント・レター文案は、審議事項(1)-2 (和文) 及び審議事項(1)-3 (英文) に示している。

今後の予定

36. 本公開草案については、2018年1月15日までコメントを募集している。

ディスカッション・ポイント

コメント・レター文案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上